

東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程

日本タリアセン株式会社

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この東京ゼロエミ住宅認証審査業務規程（以下「規程」という。）は、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が、東京都が定めた（東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（以下「認証要綱」という。）に従って実施する、東京ゼロエミ住宅指針（以下「指針」という。）に定められた認証事項が認証要件の各水準のいずれかに適合するかを審査（以下「認証審査」という。）する業務について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 認証審査について、公正かつ適確に実施するものとする。

(認証審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地)

第3条 適合審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地については、JTCの住宅性能評価業務規程によるものとする。

(認証審査の業務を行う区域)

第4条 認証審査の業務区域は、東京都（島しょ部を除く）とする。

(認証審査の業務を行う範囲)

第5条 JTCは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質法」という。）法第7条 第2項各第1号から第3号までに掲げる住宅の種別ごとの、設計確認審査、設計変更確認審査及び工事完了検査に係る認証審査の業務を行うものとする。

(認証審査の実施方法)

第6条 JTCは、認証要綱の規定に従い認証審査を実施する。

- (1) 認証要綱第9条第1項に定める設計確認申請の場合、申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、JTCに対し、同条に定められた添付すべき図書を2部提出しなければならないものとする。
- (2) 認証要綱第13条に定める設計変更確認申請の場合、申請者は、JTCに対し、同条第1項及び第2項に定められた添付すべき図書を2部提出しなければならないものとする。
- (3) 認証要綱第16条に定める工事完了申請の場合、申請者は、JTCに対し、同条第1項から第3項に定められた添付すべき図書を2部提出しなければならないものとする。

(適合審査の依頼の受理及び契約)

第7条 JTC は、認証審査の各申請があったときは、次の事項を確認し、当該認証審査用提出図書を受理する。

- (1) 認証審査を依頼された住宅の所在地が、第4条に定める業務を行う区域内であること。
 - (2) 認証審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 認証審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 認証審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
2. JTC は、前項の確認により、認証審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めるものとする。
3. 申請者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、JTC は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に認証審査用提出図書を返却する。
4. JTC は、第1項により認証審査の依頼を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者と JTC は JTC が別に定める東京ゼロエミ受託認証審査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

(認証審査)

第8条 JTC は、認証審査の実施に関し、JTC が別に定める適合審査手数料を徴収することができる。

2. JTC は、前項の認証審査手数料についての請求、収納等の方法を別に定めるものとする。

(事前相談)

第9条 申請者は、認証審査の依頼に先立ち、JTC に相談をすることができる。この場合において、JTC は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第10条 JTC は、電子情報処理組織による依頼の受付及び図書の交付を行う場合にあっては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(東京都への報告等)

第11条 JTC は、公正な業務を実施するために東京都知事から業務に関する報告等を求められた場合、認証審査の内容、判断根拠その他必要な情報について報告等を行うこととする。

(附則)

この規程は、2022年9月1日より施行する。

2022年8月15日制定